

令和7年3月12日
浪江町条例第3号

浪江町景観条例をここに公布する。

浪江町長

浪江町景観条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 景観計画

第1節 景観計画等(第6条—第8条)

第2節 行為の規制等(第9条—第15条)

第3節 景観重要建造物等(第16条—第18条)

第3章 景観形成の推進

第1節 景観まちづくり住民協定(第19条・第20条)

第2節 景観まちづくり住民団体(第21条)

第3節 表彰、助成等(第22条・第23条)

第4章 景観審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定め、本町が有する自然、歴史、文化等の地域の特性と調和した景観をつくり、育て、守ることにより、町民の生活の向上と地域の活性化に資する良好な景観を次代へ引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これ

を実施するものとする。

- 2 町は、町民及び事業者に対する情報提供等による景観の形成に関する啓発に努めるものとする。
- 3 町は、町民及び事業者が協働する参加の場づくりに努めるものとする。
- 4 町は、町民及び事業者が主体的に進める景観の形成に関する取組を積極的に支援するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に参加し相互に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に与える影響を認識し、地域の特性に応じた景観の形成を図るために必要な配慮に努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画等

(策定等の手続)

第6条 町長は、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ浪江町景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画を変更しようとするときにおいて準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(提案等を行うことができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第21条第2項の認定を受けた団体とする。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画で定める景観計画区域のうち、地域の特性を生かした景観形成の推進を図るため、特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区と

して指定することができる。

- 2 町長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、景観形成重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成重点地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

第2節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て又は干拓

(行為の届出)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(適用除外行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第9条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの
- (2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、規則で定めるもの
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- (4) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

(公表)

第12条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の公表をしようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くことができる。この場合において、町長は、前項の意見又は意見書の内容を審議会に報告しなければならない。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第14条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くことができる。

(行為の完了の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

第3節 景観重要建造物等

(指定又は指定の解除)

第16条 町長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び使用する権原を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

2 町長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定を解除しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により指定又は指定の解除をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、所有者等に通知するものとする。

(届出)

第17条 景観重要建造物等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 所有者等の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 当該景観重要建造物等が滅失し、又はき損したとき。

(管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持すること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置をとること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。

2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木を良好に保全するため、剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置をとること。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。

第3章 景観形成の推進

第1節 景観まちづくり住民協定

(景観まちづくり住民協定の締結)

第19条 景観計画区域内の一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者等は、その区域内における景観の形成を図るため必要な事項について、住民相互の景観の形成に関する協定(以下「景観まちづくり住民協定」という。)を策定し、締結することができる。

2 景観まちづくり住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観まちづくり住民協定の名称、目的及びその対象となる区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項

その他景観の形成に関する事項

(3) 景観まちづくり住民協定の有効期間並びに変更及び廃止の手続に関する事項

(景観まちづくり住民協定の認定)

第20条 景観まちづくり住民協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観まちづくり住民協定書を作成し、規則で定めるところにより、町長にその認定を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定により景観まちづくり住民協定の認定を求められた場合においては、景観まちづくり住民協定を審査し、その内容が景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを認定するものとする。
- 3 前項の規定による認定を受けた者は、当該景観まちづくり住民協定において定めた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、景観まちづくり住民協定の内容及び運用が、景観の形成を図る上で適当でなくなったと認めるときは、第2項の認定を取り消すことができる。
- 5 町長は、景観まちづくり住民協定を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

第2節 景観まちづくり住民団体

(景観まちづくり住民団体の認定)

第21条 まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された団体であつて、良好な景観の形成を促進するための活動に自主的に取り組む団体は、規則で定めるところにより、景観まちづくり住民団体として認定するよう町長に申請することができる。

- 2 町長は、前項の申請をした団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、景観まちづくり住民団体として認定しなければならない。
- 3 景観まちづくり住民団体は、その名称、代表者名又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、景観まちづくり住民団体が良好な景観の形成を促進するための活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 町長は、景観まちづくり住民団体を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、

審議会の意見を聴くものとする。

第3節 表彰、助成等

(表彰)

第22条 町長は、景観の形成に関し、優れた効果をもたらしたと認めるときは、その景観の形成に貢献した者を表彰することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第23条 町長は、景観の形成のために必要と認められる行為に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第4章 景観審議会

(審議会の設置)

第24条 景観の形成に関する重要な事項を審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に係る事項を調査審議する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた審議会の委員と同等の知識、経験等を有する者により構成された会議等(景観計画の策定に係るものに限る。)において聴取した意見は、第6条第2項の規定による審議会の意見とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する福島県景観条例(平成10年福島県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定により福島県知事その他の機関がした処分その他の行為又は現に県条例の規定により福島県知事その他の機関に対してなされている届出その他の

行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年浪江町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「

開票立会人	日額	8,900円	
-------	----	--------	--

」を「

開票立会人	日額	8,900円	
景観審議会委員	識見を有する者	日額	20,000円
	その他の委員	日額	5,000円

」に改める。

別表(第11条関係)

法第16条第7項第11号の規定に基づく届出を要しない行為

1 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築又は移転	高さ10メートル以下かつ延床面積1,000平方メートル以下
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為後上記に掲げる規模の建築物又は当該行為後上記に掲げる規模を超える建築物で当該行為に係る部分の延床面積若しくは面積の合計が10平方メートル以下

2 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
工作物の新設又は (1) 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5メートル以下

移転	(2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの((5)に掲げるものを除く。)	高さ10メートル以下
	(3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	(4) 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	(5) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20メートル以下
	(6) 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ10メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下
	(7) 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	(8) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	(9) 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	(10) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	(11) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	(12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	(13) 太陽光発電設備(地上設置に限る。)	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該行為後上記(1)から(13)までに掲げる規模の工作物又は当該行為後上記(1)から(13)までに掲げる規模を超える工作物で当該行為に係る築造面積若しくは面積の合計が10平方メートル以下

3 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下

4 第9条関係(法第16条第1項第4号関係)

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	高さ3メートル以下かつ堆積の用に供される土地の面積500平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下